

政令第 号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年十月二十日とする。

理 由

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。